

令和6年6月18日

第12回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和6年6月18日(火) 午後2時

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫	20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫
22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光

5. 欠席の委員 なし

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之		
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子

議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第8号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第9号 遊休農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	本日、欠席の届出はございませんでした。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第12回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 1番：栗原武弘委員、24番：玉根吉光委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(86件)】 合計86件、令和6年6月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出についての案件は、耕作の目的で農地の競売に参加するための証明願出2件です。農地法第3条第2項各号には該当しておらず、農地取得の許可条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号6番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番(発言を求める。)
議長	齋藤委員(発言を許可する。)
20番	整理番号1番、2番について説明いたします。申請者は同じ方で、水稻など耕作しており、規模拡大のための競売参加であることから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転14件、貸借権設定1件、計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。譲受人が農地に行くための進入路がなく、所有権移転をすることで、自作地続きで耕作も利便になるので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号2番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親族関係です。申請地は水路整備で分断された農地で、譲受人が耕作を引き受けるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号5番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。11番 菅野秀夫委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号3番から5番について説明いたします。整理番号3番、4番ですが、譲渡人は同一

	者です。譲受人の両名は平野地区を代表する担い手として耕作している方なので、区域協議会では問題なしと判断しました。整理番号5番ですが、譲渡人は後継者が亡くなり耕作するのが難しいため、譲受人が自作地続きで耕作利便のため所有権移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	4ページ、区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号6番、7番について説明いたします。整理番号6番ですが、譲受人が経営規模の拡大のため賃借権を設定するものです。整理番号7番ですが、譲受人が自作地続きで耕作利便のため所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号8番から5ページ11番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号8番から11番についてご説明いたします。整理番号8番、9番は、議案第1号に出てきましたが、競売で農地を取得できたら耕作に利用するという案件です。整理番号10番は、経営規模の拡大のため、整理番号11番は農地と農地進入路敷地と交換し利用するため、すべて区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号12番から15番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号12番から15番について説明いたします。整理番号12番ですが、譲渡人が相続しましたが会社員のため農業をするのは難しく、譲受人は昨年の総会で認められた新規就農者で、ももを栽培する予定です。整理番号13番ですが、相続した農地ですが、市外在住で

農業をする意思がなく、譲受人が農地を探していたところ、自宅付近で利便のため所有権移転するものです。譲受人は現在会社員ですが、自家消費栽培から始めて将来的には兼業農家を目指しています。整理番号14番ですが、譲受人が農地バンクを利用して賃貸借契約をしていましたが、今回売買により所有権を移転する案件です。譲渡人は水稻栽培から撤退し、今後は果樹と野菜の専門農家に移行するために、設備資金として当該水田を売買し、その資金を利用して今後の経営に充てたいということです。整理番号15番ですが、譲渡人と譲受人の関係は親子です。所有している農地を息子に生前贈与をする案件です。譲受人は花卉農家で、一生懸命栽培しております。いずれの案件も区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から15番までの15件、原案のとおり許可と決定いたします。

11番 菅野秀夫委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

(入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番(発言を求める。)

議長 野崎委員(発言を許可する。)

6番 整理番号1番について説明いたします。申請地の田んぼに段差があるということで、利便性を考慮して土地改良をし、当面の間じゃがいもを栽培する一時転用の案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定2件、計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。譲受人は家電店を営んでおり、駐車場が狭いため所有権移転し、露天駐車場を拡張するものです。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号2番について説明いたします。申請地は小さな畑でその隣に譲受人の会社があり、所有権移転し露天駐車場にするものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号3番について説明いたします。四季の里の駐車場不足を緩和するため、福島市が求めているものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号4番、5番について説明いたします。整理番号4番ですが、譲受人の従業員の露天駐車場拡張ということで、周辺も住宅街であり問題なしと判断いたしました。整理番号5番ですが、譲受人が露天駐車場等の拡張のため、賃借権を設定するという案件です。周辺農地に影響もなく問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	8ページ、区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号6番、7番について説明いたします。整理番号6番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人が農家住宅を建てる案件です。整理番号7番ですが、譲受人の住宅に車が進入できないため、所有権移転し宅地進入路にする案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号8番について説明いたします。議案第2号で交換しました土地を、農地進入路とするための転用であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号9番、10番について説明いたします。整理番号9番ですが、譲受人は譲渡人の娘婿です。今年1月の総会で、農振除外を受けた案件でございまして、第1種農地に分家住宅

	を建てる案件です。周辺農地に影響もなく問題なしと判断いたしました。整理番号10番ですが、譲受人が請負工事を実施するための資材置場、露天駐車場、仮設トイレを設置するための案件です。申請地は第2種農地で周辺農地に影響がないことを確認いたしましたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	9ページをご覧ください。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、期間内に事業を終了させるため、対象農地及び土地利用計画の一部を変更する変更承認申請1件で市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。 区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号1番について説明いたします。今年1月総会で許可された案件です。現在、申請者が東北電力ネットワークの依頼で工事を実施していますが、送電線を埋設する道路占有許可の取得に時間がかかり、工事着工時期が遅れ2月から5月になった関係上、仮置きする資材、工事車両及び作業員を増強させて、工事期間内に工事を終了させるため、内容の変更の案件になっております。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	10ページをご覧ください。議案第6号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

	区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長17番（発言を求める。）
17番	古関委員（発言を許可する。）
議長	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、耕作者であった祖父が亡くなり、相続人の父も兼業農家だったため、傾斜地で耕作不便であった申請地の耕作を放棄し、令和4年に相続した申請人も遠方に居住のため耕作できず、申請地は山林化していると判断いたしました。整理番号2番ですが、申請地は桑畑として耕作していましたが、30年ぐらい前に養蚕業をやめ耕作を放棄したため、山林と一体化し農地復元は困難と判断しました。どちらも現地確認を行い区域協議会では、問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
	異議なしと認め、議案第6号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
	議案書の11ページをご覧ください。議案第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
	区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長12番（発言を求める。）
12番	菅野委員（発言を許可する。）
議長	整理番号1番について説明いたします。農業用の車庫ということで、担当の農業委員及び推進委員が確認しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
12番	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
議長	区域番号7番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。
次長	よろしくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長22番（発言を求める。）

22番	阿部委員（発言を許可する。）
議長	整理番号2番について説明いたします。農業用倉庫を平成21年に設置しましたが、農地転用の証明願の提出が漏れていたため、農地転用証明願出の申請を遡って行う案件です。農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行い、農業倉庫であることを確認しましたので区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
22番	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の12ページをご覧ください。議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が14件、66,337㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	13ページ、区域番号3番、整理番号1番から16ページ4番までの4件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長8番（発言を求める。）
8番	浪岡委員（発言を許可する。）
議長	整理番号1番から4番について説明いたします。整理番号1番ですが、借受人はこの地域では、野菜を手広く作っております。これからどんどん耕作面積を広げていく若く有望な方です、問題なしと判断しました。整理番号2番、3番ですが、借受人は佐原地区で休耕地を中心に有機大豆を栽培しており、問題なしと判断しました。整理番号4番ですが、今回新規就農しており、温かく見守り育てていこうということで、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
8番	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
議長	区域番号4番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
次長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長12番（発言を求める。）
12番	菅野委員（発言を許可する。）
議長	整理番号5番について説明いたします。借受人は利用権を設定する農地の隣接する場所でもを栽培しています。今回、貸付人のぶどう畑を新たに耕作するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
12番	

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号6番から9番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号6番から9番について説明いたします。整理番号6番から8番の借受人は同一で、ネギを生産している法人です。規模拡大のため借受けるため区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号9番ですが、4月に新規就農した方で、きゅうりの規模を拡大するために借受けるものであり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号10番及び18ページ11番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号10番、11番について説明いたします。どちらの借受人の方も精力的に作付けを行っていたので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	19ページ、区域番号7番、整理番号12番から20ページ14番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号12番から14番について説明いたします。整理番号12番ですが、借受人は白河市出身の新規就農者です。知人の紹介を通して、合計10,000㎡の畑を借受け、もも、きゅうりを中心に栽培したいという希望があり、1度に全部の農地を栽培するのではなく、その内の約30アールほどを耕作し、経験を積みながら徐々に増やしていく予定です。整理番号13番ですが、借受人は近隣の水田を引き受けて水稻を栽培している方で、今回新たに水稻を栽培するものです。整理番号14番ですが、借受人は20代の新規就農者で、花のユーカリを栽培する予定で、意欲的に計画を立てて、じっくり農業をするということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の21ページをご覧ください。議案第9号 遊休農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。福島市長の依頼に基づき、区域担当委員と共に現地確認調査を実施した結果、「1号遊休農地」と「遊休農地ではない」筆に判断されました。 区域番号3番、整理番号1番から5番までの5件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号1番から5番について説明いたします。農業委員、推進委員、事務局と現地確認を行い遊休農地ではないと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号6番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号6番について説明いたします。農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。雑草も刈られ保全管理されているので、遊休農地ではないと区域協議会では判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第9号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書22ページ、報告第1号から29ページ報告第5号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
会長代理	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第12回総会を終了いたします。

(午後3時00分)

令和6年6月18日

これは、福島市農業委員会第12回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人1番 栗原 武弘

議事録署名人24番 玉根 吉光